

豊橋市陸上競技場スタンド建設基本設計業務プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

1.1. 目的及び内容

本業務は、昭和35年11月に竣工した鉄筋コンクリート造2階建、600席のスタンドを持つ豊橋市陸上競技場が、建築後50年以上経過して老朽化が進んでおり、安全面から建て替えが必要となってきたため、本部スタンド、記録室（写真判定室）及び両翼の屋根付きスタンドを含めた既存施設を撤去したうえで、新たに会議室や更衣室などを備えた、東三河の中核都市にふさわしい1,500席規模の本部スタンド施設整備を図ることを目的とする。

具体的な業務内容は、別添の「豊橋市陸上競技場スタンド建設基本設計業務特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）による。

本業務において提案を求めるテーマは次に示す事項とする。

テーマⅠ	利用者の安全性と利便性を考慮した施設とするための全体配置（施設内外）及び動線計画の提案
テーマⅡ	環境に配慮し、施設の維持管理などに関してライフサイクルコスト低減等についての提案
テーマⅢ	豊橋公園にふさわしい陸上競技場スタンドの特徴づけ及び盛り土スタンドと調和させるための提案

1.2. 委託期間

委託期間は、契約締結日から平成27年3月27日までとする。

1.3. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

- (1) プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。
- ① 豊橋市入札参加資格者名簿の建築設計について登録されていること。
 - ② 愛知県内に本店（本社）、支店または営業所等があること。
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - ④ 「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止期間中でないこと。
 - ⑤ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年3月30日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
 - ⑥ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 本業務の分担業務分野（※1）は、建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備の4分野とし、主たる分担業務分野（以下「主要業務分野」という。）は建築（総合）とする。
- (3) 管理技術者（※2）及び主要業務分野の主任担当技術者（※3）は、参加表明書の提出者（以下「応募事務所」という。）の組織に所属していること。
- (4) 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名であること。

- (5) 管理技術者が主任担当技術者を兼任しないこと。また、分担業務分野の主任担当技術者は3分野以上の主任担当技術者を兼任していないこと。
- (6) 管理技術者は一級建築士であること。
- (7) 管理技術者は、平成16年4月1日以降に契約履行が完了した同種・類似の業務（以下「同種・類似業務」※4）という。に携わった実績があること。ただし、当該同種・類似業務は建築（総合）を含むものに限る。
- (8) 分担業務分野に関して専門的な意見を求める等の業務補助者（以下「協力事務所等」という。）を置く場合には、当該協力事務所等が「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止期間中でないこと。
- (9) 協力事務所等を置く場合にあっては、建築土法第24条の3に規定される再委託とならないこと。
- (10) 特別の理由がない限り提案書等に記載された管理技術者、主任担当技術者が業務の担当をすること。
- (11) 協力事務所等となった者は、本プロポーザルにおいて参加資格を有しない。また、応募事務所は他の応募事務所の協力事務所等となってはならない。

※1 分担業務分野の分類及び業務内容は次による。なお、参加表明書の提出者においてこれ以外の分野を追加する場合は、**（様式6）**に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者は前記の要件を満たしていないなければならない。

なお、分担業務分野を分割し新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業 務 内 容
建築（総合）	平成21年1月7日 国土交通省告示第15号（以下「告示15号」という。）別添一 第1項（設計に関する標準業務）において示される「設計の種類」の内、「総合」
建築（構造）	同上「構造」
電気設備	同上「設備」の内、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」の内、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

※2 「管理技術者」とは、豊橋市建築設計業務委託契約款第14条の規定によるものとし、本業務を統括し技術上の管理を行う者をいう。

※3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。

※4 「同種・類似業務」とは、日本国内において平成16年4月1日以降に契約履行が完了した業務の内、下表に分類する同種施設・類似施設の新築等（施設機能の新設（新築又は改築するもの）に係る「設計（告示15号別添一 第1項に示された「基本設計」又は「実施設計」）」をいう。

同種施設	500以上の席を有する運動施設
類似施設	告示15号別添第二において示される「3運動施設」の内、同種施設以外のもので延べ面積が1,000m ² 以上のもの。

2. 担当部局

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1番地（豊橋市役所東館11階）

豊橋市教育委員会 教育部 スポーツ課

電話 0532-51-2866

FAX 0532-56-3005

電子メールアドレス sports@city.toyohashi.lg.jp

3. 参加表明書の作成要領

(ア) 参加表明書の様式

参加表明書の様式は（様式1）～（様式8）に示すとおりとする。

(イ) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 事務所の実績（様式2）

応募事務所における同種・類似業務の受注実績（企業の本店、支店、営業所等を含む設計の実績についてそれぞれ5件まで）について、次の項目を記載すること。

業 務 名	契約書に記載の業務名を記載する。
発 注 者	発注者（事業主）を記載する。
業務の概要	同種又は類似のいずれかに○を付ける。また、対象施設の名称、所在地、具体的な用途及び延べ面積を記載する。
履 行 期 間	契約書に記載の業務履行期間を記載する。

なお、当該業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し等）の他、業務の履行を証明する書類（検査結果通知書、発注者が発行した履行証明、設計図書受領証等）を添付すること。

(2) 管理技術者の経歴等（様式3）

管理技術者について次のとおり記載すること。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 所属・役職

管理技術者の雇用関係が確認できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）、健康保険被保険者証等）の写しを添付すること。

- ④ 保有資格等

一級建築士である旨を証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。

- ⑤ 同種・類似業務の実績

同種・類似業務の実績（5件までとする。）のそれぞれについて、次の項目を記載すること。

なお、当該業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し等）の他、業務の履行を証明する書類（検査結果通知書、発注者が発行した履行証明、設計図書受領証等）を添付すること。

業 務 名	契約書に記載の業務名を記載する。
発 注 者	発注者（事業主）を記載する。
業 務 の 概 要	同種又は類似のいずれかに○を付ける。また、対象施設の名称、所在地、具体的な用途及び延べ面積を記載する。 携わった業務の分野及び立場を記載する。
履 行 期 間	契約書に記載の業務履行期間を記載する。

そ の 他	<p>記載する業務の実績は、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 管理技術者又は主任担当技術者の立場で携わった業務の実績であること。</p> <p>(2) 管理技術者の立場で携わった業務の実績を記載する場合は、建築(総合)を含むものであること。</p> <p>(3) 主任担当技術者の立場で携わった業務の実績を記載する場合は、当該業務における担当分野が、建築(総合)を含むものであること。</p>
-------	---

(3)主任担当技術者の経歴等（様式4）（様式5）

主任担当技術者について次のとおり記載すること。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③所属・役職

分担業務分野の主任担当技術者の雇用関係が確認できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）、健康保険被保険者証等）の写しを添付すること。

- ④保有資格等

主任担当技術者の保有する資格の内、下表に記載した担当する分担業務分野に掲げる技術者資格について記載すること。なお、当該資格を保有する旨を証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。

分担業務分野	技術者資格
建築(総合)	一級建築士
建築(構造)	構造一級建築士・一級建築士
電気設備	設備一級建築士・建築設備士・技術士（※5）・一級建築士
機械設備	設備一級建築士・建築設備士・技術士（※6）・一級建築士

※5 技術士法第32条第1項の登録を受けた者（平成14年3月29日 国土交通省告示 第268号において電気工事業で指定するものに限る。）

※6 技術士法第32条第1項の登録を受けた者（平成14年3月29日 国土交通省告示 第268号において管工事業で指定するものに限る。）

- ⑤同種・類似業務の実績 ※（様式4）のみ

（2）⑤と同じ。ただし記載する業務の実績は、本業務において担当する分担業務分野を含むものであること。

(4) 分担業務分野の追加（様式6）

新たな分担業務分野を追加する場合は次の項目を記載すること。

- ①新たに追加する分担業務分野
- ②新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容
- ③分担業務分野を追加する理由
- ④主任担当技術者の経歴等

（3）①～④の説明に準じ、新たに追加する分担業務分野の主任担当技術者の経歴等を記載すること。

必要とする添付書類については同じ。

(5)協力事務所等の名称等（様式7）

協力事務所等を置く場合には、当該協力事務所等の名称、補助させる分担業務分野、具体的な業務の内容及び補助させる理由等を記載すること。

(6) 参加表明書の無効

提出書類について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

4. 参加表明書の提出方法及び提出期限

(ア) 提出書類等

(1) 提出書類

① (様式1)～(様式7)

② 3. (イ)において必要とする添付書類

(2) 提出部数

各1部 ※ 提出書類は全てA4判 縦 左綴じ(2穴)ファイリングにより提出すること。

(イ) 提出先

2. と同じ

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(エ) 提出期限

平成26年10月20日（月）午後5時必着

5. 参加表明に関する質問

参加表明書の提出に関する質問の受付及び回答については次による。

(1) 質問先：2. と同じ

(2) 質問期間：平成26年10月6日（月）から平成26年10月15日（水）午後5時まで

(3) 質問方法：(様式8)により電子メール（やむを得ない場合はFAXも可とする。ただし電話により着信確認を行うこと。）で提出すること。

(4) 回 答：平成26年10月17日（金）までに質問者宛て電子メールまたはFAXにて回答

提案書の提出を要請する者の選定（1次審査における審査項目及び評価基準）

「豊橋市陸上競技場スタンド建設基本設計業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）」において参加表明書の審査を行い、提案書の提出を要請する者を5者程度選定する。審査項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

審査目	評価基準			配点
事務所の実績	事務所の同種・類似業務の受注実績について、設計の実績を評価する。 評価は実績1件ごとに次の基準で行う。 同種施設の実績 [0.2] 類似施設の実績 [0.1] 上記を実績1件ごとの評価とし、記載のあった実績5件までの合計を本評価項目の評価点とする。		10	10
	専門分野の技術者資格 主任担当技術者が保有する技術者資格についてそれぞれ評価する。 評価は主任担当技術者ごとに右の基準で行う。	建築(総合) 建築(構造) 電気設備 機械設備	一級建築士 [1.0] 構造一級建築士 [1.0] 一級建築士 [0.5] 設備一級建築士 [1.0] 建築設備士・技術士・一級建築士 [0.5] 設備一級建築士 [1.0] 建築設備士・技術士・一級建築士 [0.5]	4 2 2 2
担当チームの能力	同種・類似業務の実績 管理技術者並びに、建築(総合)を担当する主任担当技術者の同種・類似業務の実績について、それぞれ評価する。 評価は実績1件ごとに次の基準で行う。 A. 同種施設の実績 [0.2] 類似施設の実績 [0.1] B. 携わった立場 ◇管理技術者の場合 管理技術者の立場で携わったもの [1.0] 主任担当技術者の立場で携わったもの [0.5] ◇主任担当技術者の場合 管理技術者又は 主任担当技術者の立場で携わったもの [1.0] 上記の基準に基づき $[A \times B]$ を実績1件ごとの評価とし、記載のあった実績5件までの合計 $\Sigma [A \times B]$ を、本評価項目の評価点とする。	管理技術者 主任担当技術者	6 4	10
	合計			30

※ 上表中 [] を評価点とする。

※ [評価点] × 配点 を各審査項目の得点とし、各審査項目の得点を合計した総得点が大きい者から順に選定する。

※ 総得点が同じ場合は、豊橋市平成26・27年度入札参加資格審査申請に基づく総合点数が上位の者を優位とする。

6. 選定通知等に関する事項

(ア) 選定通知（提案書の提出要請） ※平成26年10月24日（金）発送予定

選定された者には選定された旨を書面（選定通知書）により通知し、提案書の提出を要請する。

(イ) 非選定通知 ※平成26年10月24日（金）発送予定

選定されなかった者には、選定されなかった旨を書面（非選定通知書）により通知する。

(ウ) 選定結果の閲覧

選定又は非選定の通知を受けた者は、選定に係る審査結果について閲覧することができる。

(1) 閲覧場所

2. に同じ

(2) 受付期間

通知をした日の翌日から起算して3日（豊橋市の休日を定める条例（平成3年豊橋市条例第3号）第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内。午前9時から午後5時までとする。

(エ) 非選定理由についての説明の請求

非選定通知を受けた者は、書面により非選定の理由についての説明を求めることができる。

(1) 非選定理由についての説明の請求先

2. に同じ

(2) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内。午前9時から午後5時までとする。

(3) 回 答

非選定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して3日以内（休日を含まない。）に電子メールまたはFAXにより行う。

7. 提案書の作成及び記載上の留意事項

(ア) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての具体的な検討結果や成果品の一部について提示を求めるものではない。業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、特記仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。なお、各様式に従いそれぞれA4サイズ片面1枚とする。
- (2) 文字のサイズは10.5ポイントとする。
- (3) 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。（ポンチ絵、概念図は可とする。）
- (4) 設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等は使用しないこと。
- (5) 提案書の提出者（以下「提案事務所」という。協力事務所等を含む。）を特定することができる内容の記述（社名等）を記載しないこと。

(イ) 提案書の作成要領

提案書の様式は（様式9）～（様式13）に示すとおりとする。

(1) 業務の実施方針（様式10）

業務への取組体制、担当チームの特徴、特に重視する業務上の留意事項、業務の実施方法についての提案

等（（様式11）（様式12）（様式13）に記載する内容を除く。）業務の実施方針について簡潔に記述する。

（2）評価テーマに対する提案

【評価テーマ】

I. 利用者の安全性と利便性を考慮した施設とするための全体配置（施設内外）及び動線計画の提案（様式11）

II. 環境に配慮し、施設の維持管理などに関してライフサイクルコスト低減等についての提案（様式12）

III. 豊橋公園にふさわしい陸上競技場スタンドの特徴づけ及び盛り土スタンドと調和させるための提案（様式13）

（3）提案書の無効

提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

8. 提案書の提出方法

（ア） 提出書類及び部数

（1）提案書（様式9）～（様式13） 6部

（2）業務内訳書 6部

特記仕様書及び提案内容に係る業務内訳書を（様式14）により作成し提出すること。なお、提出された業務内訳書は審査において評価の参考資料とするが、本業務に係る予定価格並びに契約金額算定上の根拠となるものではない。

（3）参考見積書（任意様式） 1部

業務内訳書に基づく見積書を作成し提出すること。なお、見積金額は本プロポーザルにおいて評価の対象としない。

（イ） 提出先

2. に同じ

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

（エ） 提出期限

平成26年11月13日（木）午後5時必着

9. 提案書に関するヒアリング

提案書に関するヒアリングを実施する。

日 程：平成26年11月25日（火）を予定

ヒアリングの時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

10. 提案書の作成等に関する質問

提案書の提出に関する質問の受付及び回答については次による。

（1）質問先：2. に同じ

- (2) 質問期間：平成26年10月27日（月）から平成26年11月4日（火）午後5時まで
- (3) 質問方法：(様式15)により電子メール（やむを得ない場合はFAXも可とする。ただし電話により着信確認を行うこと。）で提出すること。
- (4) 回 答：平成26年11月10日（月）本市スポーツ課ホームページに掲載するので質問の有無に関らず確認のこと。

URL <http://www.city.toyohashi.lg.jp/3236.htm>

11. 提案書を特定するための基準（2次審査における審査項目及び評価基準）

評価委員会において提案書の審査を行い、本業務に最もふさわしい提案事務所を特定する。提案書の審査項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

審査項目	評価基準				配点	
業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続きの理解度(表現の妥当性を含む)、積極的に取組む姿勢等について総合的に評価する。 評価の基準は次による。 極めて高い [1.0]、高い [0.8]、普通 [0.6]、やや低い [0.4]、低い [0.0]			10	10	
業務の実施方針及び手法	業務への取組体制、担当チームの特徴、業務を実施するうえでの課題や問題点の把握等について評価する。 評価の基準は次による。 極めて高い [1.0]、高い [0.8]、普通 [0.6]、やや低い [0.4]、低い [0.0]			10	40	
	テーマに対する提案	I	テーマⅠ、Ⅱ及びⅢのそれぞれについて、提案の的確性(与条件との整合性が取れているか)、独創性(専門的知見に基づく独創的な提案がされているか)、実現性(理論的に裏付けられており説得力のある提案となっているか)等を評価する。 評価の基準は次による。	I		
		II	極めて高い [1.0]、高い [0.8]、普通 [0.6]、やや低い [0.4]、低い [0.0]	II		
		III		III		
担当チームの能力	<u>専門分野の技術者資格</u> 主任担当技術者が保有する技術者資格について評価する。 <u>評価基準は6.に同じ。</u>			建築(総合)	4	
				建築(構造)	2	
				電気設備	2	
				機械設備	2	
	<u>同種・類似業務の実績</u> 管理技術者並びに、建築(総合)を担当する主任担当技術者の同種・類似業務の実績について、それぞれ評価する。 <u>評価基準は6.に同じ。</u>			管理技術者	6	
				技術者主任担当	建 築 (総合) 4	
合 計					70	

※ 上表中 [] を評価点とする。

※ [評価点] × 配点 を各審査項目の得点とし、各審査項目の得点を合計した総得点が最も大きいものを特定する。

12. 特定通知等に関する事項

(ア) 特定通知

特定された提案事務所に対して、特定された旨を書面（特定通知書）により通知する。

(イ) 非特定通知

特定されなかった提案事務所に対して、特定されなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面（非特定通知書）により通知する。

(1) 非特定理由についての説明の請求

非特定通知を受けた者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(2) 非特定理由についての説明の請求先

2. 同じ

(3) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内の午前9時から午後5時までとする。

(4) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に電子メールまたはFAXにより行う。

13. 失格

次の各号に該当した場合は、失格となる場合がある。

(1) 提出書類に虚偽の記載をした場合。

虚偽の記載をした者に対しては、「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」の規定に基づく指名停止の措置を行うことがある。

(2) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

(3) 本プロポーザルに関して評価委員会の評価委員との接触があった場合。

14. 契約の締結

(1) 豊橋市は本プロポーザルによって特定した提案事務所を契約候補者とし、当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。

(2) 契約候補者が契約締結までに「**1. 3. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件**」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、失格となった場合、その他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、2次審査の結果が次点の者から順に繰り上がるものとする。

(3) 契約条項及び業務仕様は、特定した提案書による提案内容について予算の範囲内で反映し確定するものとする。なお、委託料の上限は10,000千円（税込）を予定している。

15. その他

(1) プロポーザルに係るすべての費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出後の参加表明書及び提案書等の修正又は変更是、原則として認めないものとする。

(3) 提出されたすべての書類は、返却しないものとする。

(4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。

(5) 提案書に記載された提案内容は、本業務において提案事務所の許可なく使用しない。ただし、豊橋市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに使用できるものとする。

(6) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）に基づき提出書類を公開する場合があるものとする。

(7) 特定通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又

は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。

- (8) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じことがある。
- (9) 本業務を受注した者（協力事務所等を含む。）及び本業務を受注した者と資本・人事面等において関連があると認められた者は、別途発注を予定する本業務に係る工事等の入札に参加し又は受注することができないものとする。
- (10) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

別添

参加表明書

- (様式1) 参加表明書（表紙）
- (様式2) 事務所の実績
- (様式3) 管理技術者の経歴等
- (様式4) 主任担当技術者（建築（総合））の経歴等
- (様式5) 主任担当技術者（建築（構造）・電気設備・機械設備）の経歴等
- (様式6) 分担業務分野の追加
- (様式7) 協力事務所等の名称等
- (様式8) 質問書

提 案 書

- (様式9) 提案書（表紙）
- (様式10) 「業務の実施方針」についての提案
- (様式11) テーマI. 利用者の安全性と利便性を考慮した施設とするための全体配置（施設内外）
及び動線計画の提案
- (様式12) テーマII. 環境に配慮し、施設の維持管理などに関するライフサイクルコスト低減等についての提案
- (様式13) テーマIII. 豊橋公園にふさわしい陸上競技場スタンドの特徴づけ及び盛り土スタンドと
調和させるための提案
- (様式14) 業務内訳書
- (様式15) 質問書

参 考 資 料

1. 豊橋市陸上競技場スタンド建設基本設計業務特記仕様書
2. 豊橋市陸上競技場本部スタンド整備の基本的な考え方